

## 令和3年4月の経営事項審査の改正に伴う 県工事発注に係る格付けの取扱い

令和3年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、令和3年度並びに令和4年度の三重県建設工事発注に係る格付けにおける取扱いを、下記のとおりとします。

### 記

- (1) 令和3年4月以降の新経審導入に伴う再審査の結果を、令和3年度の格付けには反映しません。
- (2) 令和3年4月以降の新経審導入に伴う再審査の受審を、令和4年度の格付けとして義務付けはしません。(任意受審)  
旧経審基準による審査結果も、令和4年度の格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。

令和3年度格付け：審査基準日（R1.10.1～R2.9.30）

令和4年度格付け：審査基準日（R2.10.1～R3.9.30）

なお、三重県以外の機関（国、市町等）の取扱いについては、各機関にお問い合わせください。

（参考）

経営事項審査制度改正による再審査申立

申し立て期間：令和3年4月1日から令和3年7月29日まで  
経営事項審査の再審査申立については、下記までお問い合わせください。  
（三重県知事許可の場合は、管轄の各建設事務所または県庁建設業課）

事務担当：県土整備部建設業課

入札制度班（格付け） 059-224-2723

建設業班（経営事項審査） 059-224-2660